

あいさん事務所便り

2017 年版「過労死白書」が公表！ 労働時間やストレスの実態は？

◆過労死等防止対策推進法第 6 条に基づく年次報告書

厚生労働省は、10 月上旬に 2017 年版の「過労死等防止対策白書」（いわゆる過労死白書）を公表しました。この過労死白書は、過労死等防止対策推進法第 6 条に基づく年次報告書であり、今回が 2 回目となります。

2016 年度の過労死に関するデータのほか、民間企業で働く 2 万人に労働時間やストレスについて聞いた 2015 年度のアンケート結果を分析しており、電通の違法残業事件や、それを受けた政府の緊急対策も紹介されています。

◆労働時間の把握による残業時間減が明確に

上記アンケートの分析では、フルタイムの正社員（7,242 人）では、労働時間が「正確に把握されていない」人に比べ、「正確に把握されている」人は週あたりの残業時間が約 6 時間短く、「おおむね正確に把握されている」人で約 5 時間、「あまり正確に把握されていない」人でも約 2 時間短いことがわかりました。

また、残業をする際に「所属長が承認する」といった手続きを踏んでいると、残業が週 3～4 時間減ることも明らかになりました。

◆過労死等の業種別の傾向は？

2016 年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は前年度より 2 人多い 191 人で、近年は年間 200 件前後で推移して高止まりが続いています。

業種別では、運輸・郵便業 41 人、製造業 35 人、建設業 23 人の順に多く、運輸・郵便業では約 2 割が残業を週 20 時間以上しており、他業種より際立って多いことがわかりました。

一方、過去 5 年の過労自殺事例を年代別にみると、従業員 100 万人当たりの自殺者数は男性が 40 代（3



人) で最も多く、次は 50 代の 2.8 人、女性は 10～20 代が 0.4 人、30 代が 0.2 人の順でした。

また、従業員 100 万人当たりの労災認定は、「脳・心臓疾患」「精神疾患」のいずれでも漁業が最も多いという結果も明らかになりました。

◆自営業者の長時間労働も明らかに

白書では、自営業者の長時間労働の実態も調査・報告しており、昨年、週 60 時間以上働いた自営業者の割合は 13.6% で、全雇用者の平均（7.7%）を大きく上回りました。週 60 時間以上働いた自営業者のうち、80 時間以上働いていたのは 1.5%。労働時間や日数の把握方法については、全体の 73.4% が「特に把握していない」と答えています。

厚生労働省ではこれらの調査結果をもとに、労働時間の適正な把握を促して長時間労働の是正を図るとともに、事業主に対する監督指導の徹底、労働者に対する相談窓口などの充実などで、過労死等ゼロに向けた取組みを強化するとしています。

知っていますか？ 新卒採用に役立つ
「ユースエール認定制度」

◆2018年卒業予定者の内定率は80%超

9月中旬に株式会社マイナビが公表した調査結果で、2018年卒業予定の大学生・大学院生の8月時点の内々定率は82.7%と、前年同月比で5.2ポイント上回りました。中でも、理系院生の内々定率は94.5%、理系男子で89.6%、理系女子で87.6%と、非常に高い結果となりました。

しかし、未内定者も含めて約3割が「就職活動を継続する」と回答しており、多くの企業が内定式を行う10月を過ぎた今も、就職活動を続けている学生がいます。

◆学生は「個人の生活と仕事を両立させたい」

株式会社ディスコが行った「大学生就職意識調査」の結果によれば、「楽しく働きたい」(29.7%)、「個人の生活と仕事を両立させたい」(26.2%)、「人のためになる仕事をしたい」(16.1%)と答えた学生が多く、特に「個人の生活と仕事を両立させたい」は、他の2つと異なり前年比でポイントを伸ばしています。

また、例年より大手志向の学生が多く、中小企業では予定採用数に達していないところが多くあると見られています。

◆中小企業のための「ユースユール認定制度」

この制度は、大手企業より不利とされる中小企業の採用活動を支援するため、2015年10月に施行された若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を、国が認定するものです。

認定企業のメリットとして、(1)ハローワークで重点的にPRしてもらえる、(2)若者雇用促進総合サイトで紹介される、(3)認定企業限定の就職面接会に参加できる、(4)キャリアアップ助成金・人材開発支援助成金・トライアル雇用助成金の助成額がアップされる、(5)日本政策金融公庫の低利融資が受けられる、などがあります。

◆他企業との差別化に有効？

今年8月末時点の認定企業数は全国で232社とまだまだ少ないことから、今のうちに認定を受ければ、他社よりも「ワークライフバランス重視の企業」と学生に感じてもらえるかもしれません。ただし、認定を受けるには所定外労働時間数や有給取得率で一定の要件を満たしていること、人材育成の仕組みが整っていること等が求められます。

若手の採用や定着率アップに取り組みたいと考えている場合は、認定を受けることも検討してみてはいかがでしょうか？

11月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書 (10月31日の現況) の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

当事務所の弁護士・中小企業診断士は、先日、銀行業務検定の事業性評価3級に合格しました。

事業性評価とは、財務データや担保・保証に必要な以上に依存することなく、取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価して行う融資のことです。

事業性評価では、企業の健康経営の達成度も重視されています。

今回の事務所報で、労働時間やストレス、ワークライフバランスのテーマを取り上げましたが、これらは、企業が健康経営を達成できているかを測る重要な指標でもあります。

経営効率改善や訴訟リスク低減という点からも、健康経営の推進が必要ですね。